

経 済 産 業 省

平成10・03・25資第25号

平成11年3月31日

〔 改正 平成16・09・24総第2号 〕

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る
審査基準等について

経済産業大臣 中川 昭一

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

- (1) 第3条第1項の規定による電気工事業の登録及び同条第3項の規定による電気工事業の登録の更新については、第4条、第6条及び電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和45年通商産業省令第103号。以下「施行規則」という。）第2条に規定されているため、審査基準は作成しない。
- (2) 第10条第2項の規定による登録電気工事業者の登録証の訂正については、施行規則第7条に規定されているため、審査基準は作成しない。
- (3) 第12条の規定による登録電気工事業者の登録証の再交付については、施行規則第9条に規定されているため、審査基準は作成しない。
- (4) 第16条の規定による登録電気工事業者の登録簿の謄本の交付については、施行規則第10条に規定されているため、審査基準は作成しない。

第2 不利益処分

1. 処分の基準

第17条第2項の規定による電気工事の施工差止め命令

第17条第2項の規定による命令は、電気保安上広く社会一般の利益を確保する上で客観的な必要性の有無を勘案し、処分を行うか否かを判断することとする。

2. その他

第27条第1項の規定による危険等防止のための必要措置命令並びに第28条第1項の規定による登録の取消し等及び同条第2項の規定による事業停止命令については、それぞれ各条に基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

附 則

この訓令は、平成11年3月31日から施行する。

附 則 (平成16・09・24総第2号)

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。